

貸渡約款変更のポイント、および料金プランの追加について

1. 保険・補償内容に関する変更（下線部）

貸渡約款 第35条（保険その他の制度による補償制度）

1. 会員又は登録運転者がuprカーの運行に関して賠償責任を負うときは、当社がuprカーについて締結した損害保険契約等により、次の限度内の保険金又は補償金が給付されます。

但し、その保険約款の免責事由に該当するときはこの保険金又は補償金は給付されません。

- (1) 対人補償:1名限度額 無制限(自賠償保険を含む)
- (2) 対物補償:1事故限度額 無制限(免責額 5万円)
- (3) 人身傷害補償:運転者1名限度額 3,000万円
- (4) 車両補償:1事故限度額 時価額(免責額 5万円)

2. 保険金が給付されない損害及び前項の定めにより給付される保険金額を超える損害については、会員の負担とします。

3. 貸渡約款に違反した場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。

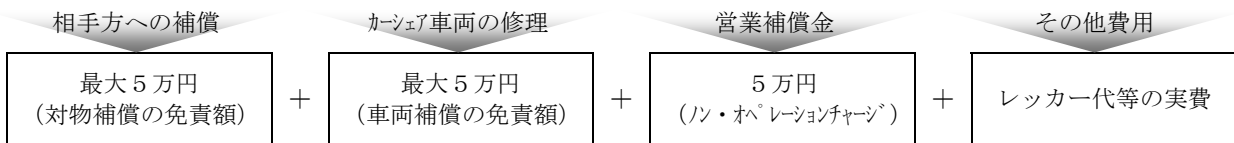
4. 当社が前項に定める会員の負担すべき損害金を支払った時は、会員は直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。

免責額とは、万一事故を起こした場合に利用者に自己負担をしていただく金額です。

⇒尚、この免責額を補償するために、料金プランを一部改定します。詳しくは本案内の「**料金プランの追加**」をご覧ください。

他人の車両（*1）と事故を起こしてしまい、自走でステーションに返却できず、自車（カーシェア車両）も修理が必要になった場合、下記金額をお支払いいただきます。

*1 ガードレール、電柱、建造物も同様



2. 料金改定時の料金計算のタイミングに関する変更

貸渡約款 第11条（貸渡料金改定に伴う処置）

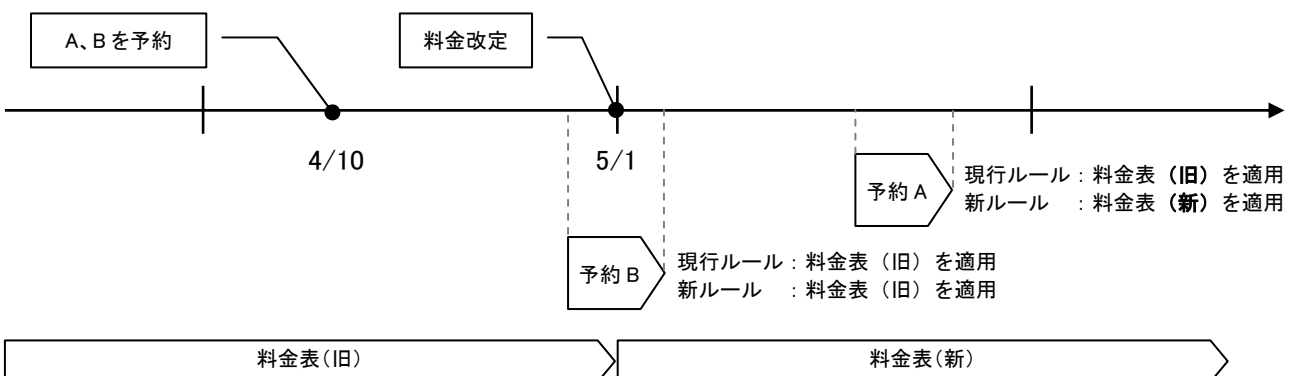
1. 当社は、本サービス利用料を改定する場合、改定日の14日以上前に、第42条に定める当社ホームページに掲載する等により、会員に告知するものとします。

2. 会員が第3条による予約をした後に、当社が本サービス利用料を改定したときは、uprカー貸渡時において適用される料金表に従うものとします。

4月10日に予約（A, B）を取得し、5月1日に料金改定があった場合、

現行ルール：予約取得時点（4月10日）の料金表を適用します。

新ルール：予約の利用開始時刻時点の料金表（Aは新、Bは旧）を適用し、利用終了操作時点で料金を確定します。予約キャンセル、未使用予約の場合は利用開始時刻時点の料金表（Aは新、Bは旧）を適用します。



>>> 裏面もご覧ください >>>

3. 料金プランの追加

下記の通り、対物補償、および車両補償の免責を補償する料金プランを新たに新設いたします。

免責補償プランへの変更をご希望の方は会員サイトから料金プラン変更の申請をしてください。

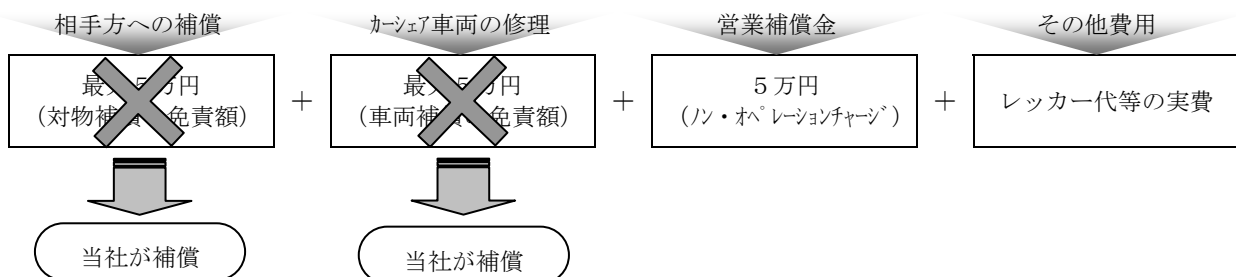
「upr カーシェアリング貸渡約款」の施行と同時に料金プランの変更をご希望される場合は 2013年3月31日までに料金プランの変更申請をしていただきますようお願い致します。

尚、料金プランの変更は申請を受理した翌月からの適用となりますのでご注意ください。

		現行プラン		免責補償プラン	
		Aプラン	Bプラン	Aプラン (免責補償)	Bプラン (免責補償)
入会金		2,100円		2,100円	
月会費 または 年会費	月会費	1,050円	3,570円	1,050円	3,570円
	免責補償料	-	-	1,050円	1,050円
年会費	年会費	10,500円	35,700円	10,500円	35,700円
	免責補償料	-	-	10,500円	10,500円
時間料金 (15分)	昼 (7:00~23:00)	260円	190円	260円	190円
	夜 (23:00~7:00)	110円	110円	110円	110円
距離料金 (1km)	コンパクト	10円		10円	
	ミドル	13円		13円	
	ラージ	20円		20円	
キャンセル料金	予約開始時刻の60分前まで	0円			
	上記以降予約開始時刻まで	時間料金の50% (*1)			
	予約開始時刻以降	時間料金の100% (*1)			
超過料金	返却予定時刻を過ぎた場合	時間料金の200% + 1回につき3,000円			

免責補償料とは、万一事故の際にご利用者の負担となる対物免責額（5万円）と車両免責額（5万円）を当社が補償するものです。

このプランにご変更の場合は、前頁の事故の場合対物補償の免責額と車両補償の免責額のお支払は不要となります。



以上